

## 条例の改正について



本市では、駐車場法に基づき、特定の区域内（以下、適用区域）において、建築物の新築、増築又は用途変更を行う場合に、一定の駐車施設の設置を義務付けています。

令和7年3月、本条例の関係法令である駐車場法施行令の一部を改正する政令が公布され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途である「特定用途」に「共同住宅」が追加されました。これに伴い、国が示す標準駐車場条例が改正され、一定規模以上の共同住宅に対して荷さばき駐車施設を設置する基準、荷さばき駐車施設の車高の規定変更、廃止時の届出の義務などが追加されました。

これらの改正に合わせて、本条例の一部を改正し、令和8年4月1日に施行しました。

## 条例の改正内容



### ■ 50戸以上の共同住宅において、100戸につき1台の荷さばき駐車場が必要となります

- 共同住宅における一般の自動車駐車場の附置義務基準についてはこれまで通りの基準（450㎡ごとに1台）です。
- 共同住宅において、荷さばき駐車場の附置義務基準を新たに追加しました。2,000㎡超かつ50戸以上の共同住宅においては、100戸ごとに1台の荷さばき駐車スペースが必要となります。

### 荷さばき駐車場の附置義務基準

基準	改正前				改正後				追加
	特定用途				特定用途				
	2,000㎡超				2,000㎡超				2,000㎡超かつ50戸以上
適用区域	百貨店 他店舗	事務所	倉庫	その他	百貨店 他店舗	事務所	倉庫	その他 (共同住宅を除く)	共同住宅
駐車場整備地区 商業地域 近隣商業地域	3,000㎡ ごとに1台	5,000㎡ ごとに1台	1,500㎡ ごとに1台	4,000㎡ ごとに1台	3,000㎡ ごとに1台	5,000㎡ ごとに1台	1,500㎡ ごとに1台	4,000㎡ ごとに1台	100戸 ごとに1台

- 荷さばき駐車施設が複数必要な共同住宅において、駐車施設の規模の特例があります。
- 400戸を超える大規模な共同住宅において、設置台数の緩和の特例があります。

### ■ 荷さばき駐車施設の梁下高さの基準を変更しました

	改正前	改正後
幅 × 奥行 × 高さ	3m以上 × 7.7m以上 × 3.0m以上	3m以上 × 7.7m以上 × 3.2m以上

### ■ 附置義務駐車場の廃止の際に、廃止届が必要となりました

- 駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときに10日以内に市長に届け出る必要があります。

### 【お問い合わせ先】

岐阜市 都市建設部 都市計画課 TEL：058-214-2380

Email：toshi-s@city.gifu.gifu.jp(申請手続専用)